

# 倉敷市プレミアム付商品券取扱事業者 募集要項

倉敷市プレミアム付商品券事業実行委員会

## 1. 事業の目的

消費税・地方消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えする。

## 2. 商品券の概要

- (1) 商品券名 倉敷市プレミアム付商品券
- (2) 発行者 倉敷市
- (3) 事業主体 倉敷市プレミアム付商品券事業実行委員会

①額面価格	1冊5,000円(500円×10枚綴り)※プレミアム率25%
②販売価格	1冊4,000円
③発行予定冊数	45.5万冊
④発行予定額	約22.8億円
⑤購入対象者 (倉敷市民)	①令和元年度住民税非課税者 【購入上限：5冊】 ※平成31年1月1日に倉敷市に住民票がある方 ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く  ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に 生まれた子が属する世帯の世帯主 【購入上限：5冊×該当する子の数】
⑥使用対象	市内の取扱店(登録された全ての店舗・事業所)
⑦有効期間	令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで

## 3. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ
- (2) 出資、債務、振込手数料等の支払い
- (3) 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- (4) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、事業者が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (5) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (11) その他、倉敷市が指定するもの

## 4. 登録資格

倉敷市内に店舗・事業所があり、消費者に直接物品及び役務の提供を行う者。  
ただし、次の各号に掲げる業務を行う者は、登録対象から除外する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 商品券の使用対象とならない取引のみを行う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 5.申請に当たっての同意事項 (倉敷市プレミアム付商品券事業実施要領第11条第3項抜粋)

登録申請をしようとする者は、次の事項に同意しなければならない。

- (1) 取引においてプレミアム付商品券の受取を拒まないこと。
- (2) 取引に際して釣り銭を出さないこと。
- (3) 商品の販売、又はサービスの提供なくプレミアム付商品券の換金をしないこと。
- (4) プレミアム付商品券を使用できない商品に対して、プレミアム付商品券での支払を受け付けないこと。
- (5) プレミアム付商品券の再販・再流通をしないこと。
- (6) プレミアム付商品券の偽造・悪用・濫用をしないこと。
- (7) プレミアム付商品券を紛失・毀損した場合は、全て自己責任とすること。
- (8) プレミアム付商品券の有効期間は取扱事業者として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退はしないこと。
- (9) プレミアム付商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、事業者側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めること。
- (10) プレミアム付商品券の取扱に関して実行委員会からの改善要請等があった場合には、それに従うこと。
- (11) 登録申請書に記載した内容のうち、取扱事業者名、所在地、電話番号、業種を公表(専用ホームページ、パンフレット等に掲載)すること。
- (12) その他、実行委員会が倉敷市プレミアム付商品券事業実施要領の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

## 6.登録申請

### (1) 申請方法

以下のいずれかの方法で申し込むものとする。

#### ①インターネット

専用ホームページの申込フォームに必要事項を入力し、申込み。

※専用ホームページURL <http://www.倉敷市プレミアム付商品券.jp>

#### ②郵送

別紙の記入例を参考に「倉敷市プレミアム付商品券取扱事業者登録申請書」の必要事項を記入し、専用封筒で投函。(送料無料)

※倉敷市プレミアム付商品券室への持参も可

#### 申込期間

令和元年6月3日(月)から 令和元年7月19日(金)まで

※本期間の申込者は、商品券購入者に配布する取扱店一覧や専用ホームページに情報を掲載

※上記期間以降も随時受付し、専用ホームページに情報を掲載

### (2) 登録

申込後、実行委員会の審査を経て登録。

後日、「倉敷市プレミアム付商品券取扱事業者登録証」と「取扱事業者マニュアル」、店頭掲示用のステッカーなどを送付。

#### 【その他の対応事項】

- ・取扱店であることが分かるよう、ステッカーなどは店頭に掲示すること。
- ・偽造又は模造、複製された商品券を発見した際は、速やかに警察及び事務局に通報すること。
- ・他市の商品券は使用・換金不可のため受け入れないこと。

## 7. 取扱事業者の登録取消について

取扱事業者であっても、申込内容の虚偽や、前述の同意事項(※5.を参照)に反する行為が認められた場合は、登録を取消し、事業者名を公表するものとする。

## 8. 商品券の換金手続きについて

### (1) 換金方法

取扱事業者は、申請時に記載した換金窓口以下を持参し、換金手続きを行うものとする。

- ・使用済商品券（裏面の取扱店記入欄に押印（社印・店舗印など）したもの）
- ・倉敷市プレミアム付商品券取扱事業者登録証
- ・倉敷市プレミアム付商品券換金依頼書
- ・入金先口座の通帳

換金期間

令和元年10月1日（火）から 令和2年4月30日（木）まで

※換金に伴う手数料や送金等に要する費用は無料とする

※換金期間を過ぎての換金には一切応じない

※換金方法の詳細は、後日配布する「取扱事業者マニュアル」を確認すること

### 取扱店の申請・登録に関するお問い合わせ

倉敷市プレミアム付商品券事業 取扱店登録事務局（株式会社ビザビ内）

TEL.086-436-6434（平日10：00から17：00）

E-mail:info@kurapre.jp

専用ホームページURL

<http://www.倉敷市プレミアム付商品券.jp>